

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月2日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市規則第29号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、助産師の項中「助産師」の次に「、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。